

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（柏崎刈羽原子力発電所 保安規定）【19】
2. 日時：令和2年6月23日 10時00分～12時10分
3. 場所：原子力規制庁 9階D会議室（TV会議システムを利用）
4. 出席者（※…TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

義崎管理官補佐、皆川主任安全審査官、宮本主任安全審査官、照井安全審査官

実用炉監視部門

平田上席監視指導官（BWR班）※

事業者：

東京電力ホールディングス株式会社

原子力運営管理部 保安管理G マネージャー 他28名※

日本原子力発電株式会社

発電管理室 プラント管理Gr 担当 他5名※

## 5. 要旨

- (1) 東京電力ホールディングス株式会社から、令和2年3月30日に提出された柏崎刈羽原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書の内容について、令和2年5月15日、5月25日、5月27日及び6月22日の提出資料に基づき説明があった。
- (2) 原子力規制庁から、主に以下の点について説明等を求めた。
  - 原子炉建屋ブローアウトパネル又は燃料取替床ブローアウトパネルの設備名を使用する場合、条文毎に記載を整理して、説明すること。
  - 燃料取替床ブローアウトパネル閉止装置の手動操作について、実条件性能確認における確認事項を整理して、説明すること。
  - 燃料取替床ブローアウトパネル閉止装置の実条件性能確認にある「試験モードにて動作可能であること」の内容について説明すること。
  - 中央制御室換気空調系及び緊急時対策所換気設備において、重大事故時に使用する陽圧化装置（空気ポンペ）の元弁の運用が異なる理由及び運用変更に伴う影響を整理して、説明すること。
  - 中央制御室換気空調系及び緊急時対策所換気設備におけるバウンダリ管理の考え方を整理して、説明すること。
  - 緊急時対策所の居住性確保（待機場所）における陽圧化装置（空気ポンペ）に要求される措置に対する代替措置に関して、基本方針との関係を整理して説明すること。

(3) 東京電力ホールディングス株式会社から、了解した旨の回答があった。

6. その他

関係資料：なし